

# 大阪市立美術館改修にともなう所蔵および寄託作品資料等運搬等業務委託 仕様書

## 1 業務名称

大阪市立美術館改修にともなう所蔵および寄託作品資料等運搬等業務委託

## 2 目的および概要

本業務は、令和4年度より令和6年度まで改修工事を実施する大阪市立美術館（以下、「当館」という。）の所蔵および寄託作品資料等を、改修にともない現保管場所である美術館収蔵庫（以下、「収蔵庫」という。）より、外部収蔵施設に一時保管するため梱包、運搬のうえ収納し、改修完了にあわせ外部収蔵施設より美術館へ運搬のうえ開梱、収納するものである。具体的な業務内容は、梱包、運搬、開梱、収納である。

## 3 履行場所

### (1) 現保管場所

大阪市立美術館（大阪市天王寺区茶臼山町1-82）

\* 車両はトラックヤードに駐車すること。4t車が入構可能である。

### (2) 運搬場所

ア. 大阪歴史博物館（大阪市中央区大手前4丁目1-32）

イ. 株式会社住友倉庫川口トランクルーム（大阪市西区川口2丁目1-5）

ウ. 三井倉庫株式会社関西支社大阪支店土佐堀事務所（大阪市西区土佐堀2丁目4-9）

エ. 京都国立博物館（京都市東山区茶屋町527）

オ. 大阪中之島美術館（大阪府大阪市北区中之島4-3-1）

\* ア・イ・ウ・エ・オとも車両はトラックヤードに駐車すること。4t車が入構可能である。

## 4 対象作品

大阪市立美術館所蔵作品 8520点（うち、大阪歴史博物館へ46点、住友倉庫へ2244点、三井倉庫へ5778点、京都国立博物館へ208点、大阪中之島美術館へ244点）  
大阪市立美術館寄託作品 4143点（うち、大阪歴史博物館へ811点、住友倉庫へ854点、三井倉庫へ2477点、大阪中之島美術館1点）

\* 詳細および作品ごとの運搬場所については別紙を参照のこと。全体の作品件数と移転先へ運搬する作品件数に変更が生じる場合があるが、その際は、当館と協議の上、業務にあたること。

## 5 スケジュール

美術館から外部収蔵施設へ	2022 (R4)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
梱包										
運搬、開梱、収納										
外部収蔵施設から美術館へ	2024-2025 (R6-R7)									
	6	7	8	9	10	12	1	2	3	4
梱包、運搬										
開梱、収納										

\* 本業務は原則的に本仕様書に示すスケジュールにより実施予定であるが、令和3年度に梱包にかかる諸準備と一部梱包、令和4年度は引き続き梱包と、大阪歴史博物館への運搬および、住友倉庫、三井倉庫、京都国立博物館、大阪中之島美術館への運搬を行う。また美術館改修工事の進捗状況するによりスケジュールに変更が生じる場合があるが、その際も当館と協議の上、業務にあたること。

## 6 履行期限

令和7年3月31日(月)

## 7 業務内容

### (1) 梱包業務

ア. 業務期間① 契約締結～令和4年3月31日(木) 梱包準備および運搬する作品のうち1000点以上の梱包。

- イ. 業務期間② 令和4年4月1日(金)～令和4年8月31日(水) 梱包準備および大阪歴史博物館、三井倉庫、住友倉庫、京都国立博物館、大阪中之島美術館へ運搬する作品の梱包。
- ウ. 使用する梱包資材は優良品とし、学芸員と協議の上、作品の状態に応じた最適品を採用すること。彫刻作品は担架、木枠等を作成の上、綿布団、ポリウレタンフォーム、薄葉紙、発泡ポリエチレン緩衝材(エサフォーム等)等の緩衝材を適宜追加し、さらし等で全体を固定すること。
- エ. 梱包に使用する紐は、原則として平紐、布製とすること。作品の重量等に応じて、さらしや十分な強度を持つポリプロピレン製の紐(複数の紐を熱溶着したもの)を使用すること。
- オ. 輸送による振動または衝撃にあっても、美術品に破損や傷みを生じない梱包を施すこと。そのために必要な梱包・補強・運搬等の資材については予備を含めて事前に十分準備すること。
- カ. 軸、画帖、帙等は種類ごとに複数点ずつまとめてカートン(既成サイズの段ボール箱)に収納し、必要に応じて緩衝材を追加すること。
- キ. 概ね長辺50cm未満の小型作品はカートンに複数点まとめて収納し、必要に応じて緩衝材を追加すること。
- ク. その他、必要に応じて作品に合わせた製函を適宜おこなうこと。
- ケ. 収蔵庫内において専用の棚に収蔵する作品については、作品のほか棚も一時保管先へ運搬し、作品を棚に収納すること。
- コ. ラベル 作品番号、作品名等、新収蔵庫での保管場所を記したラベルを作成し、箱の二面以上に貼り付けること。ラベル作成に必要なデータは別途支給する。
- サ. 作業場所 収蔵庫より展示室に移動の上で、作品を梱包すること。作業場所は適宜養生を行うこと。
- シ. 片付け 不要になった梱包資材等は受注者の責任によって処分すること。
- ス. 全行程にわたり美術品の保全に留意すること。

(2) 当館収蔵庫から一時保管先への運搬、開梱、収納業務

収蔵庫から一時保管先に作品を運搬、開梱、収納すること。運搬の前後には学芸員が必要に応じてコンディションチェックを行う。一時保管先に収納棚が設置されている場合は、棚板の微調整等を適宜行うことでスペースを有効活用し安全に収納すること。

ア. 業務期間 令和4年4月3日(日)～令和4年9月30日(金)

運搬先は、大阪歴史博物館、三井倉庫、住友倉庫、京都国立博物館、大阪中之島美術館。

イ. 運搬車両 運搬車両にはエアサスペンション機能を有し、空調管理ができる美術品専用車を用いること。作品の寸法に応じた適切な車両を手配すること。なお契約請負事業所所属の車両を用いること。但し、当館から指示する場合はこの限りではない。

ウ. 積み込み 運搬車両への積み込みは、学芸員の指示・監督のもと実施すること。なお彫刻作品は、輸送方向、積み方等について特別な留意が必要である。その都度学芸員の指示を仰ぎ、指示を遵守の上、積み込むこと。

エ. 大型作品の取り扱い 大型作品(長辺3m以上)は適切な人員数および取り回し方法を事前に十分に検討し、作品の安全に十分に留意の上取り扱うこと。

オ. 立体作品については、開梱して収納する場合があるので、作業のための養生資材を用意すること。

カ. 運搬場所 あらかじめ当館と協議して定めた保管位置まで運搬、収納すること。

キ. 片付け 運搬作業によって発生した不要な梱包資材等の廃棄物は受注者の責任において処分すること。

ク. 全行程にわたり美術品の保全に留意すること。

(3) 一時保管先から当館収蔵庫へ戻すための梱包、運搬、開梱、収納業務

一時保管先から改修が完了した収蔵庫に作品を梱包、運搬、開梱し収納すること。運搬の前後には学芸員が必要に応じてコンディションチェックを行う。

ア. 業務期間 令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

イ. 運搬車両 運搬車両にはエアサスペンション機能を有し、空調管理ができる美術品専用車を用いること。作品の寸法に応じた適切な車両を手配すること。なお契約請負事業所所属の車両を用いること。但し、当館から指示する場合はこの限りではない。

ウ. 積み込み 運搬車両への積み込みは、学芸員の指示・監督のもと実施すること。なお彫刻作品は、輸送方向、積み方等について特別な留意が必要である。その都度学芸員の指示を仰ぎ、指示を遵守の上、積み込むこと。

エ. 大型作品の取り扱い 大型作品(長辺3m以上)は適切な人員数および取り回し方法を事前に十分に検討し、作品の安全に十分に留意の上取り扱うこと。

- オ. 運搬場所 あらかじめ当館と協議して定めた保管位置まで運搬、収納すること。
- カ. 片付け 運搬作業および開梱によって発生した不要な梱包資材等の廃棄物は受注者の責任において処分すること。
- キ. 全工程にわたり美術品の保全に留意すること。

## 8 人員配置

- (1) 各日に作業監督者を配置し、作業の安全、迅速かつ円滑な進行を図ること。作業監督者は過去10年以上にわたり、美術品梱包・輸送・展示補助等の業務に従事した経験を有し、加えて美術品梱包輸送技能取得士3級以上を有する技術員であること。
- (2) 本業務に従事する技術員は全員、過去に官公庁、独立行政法人、博物館法第2条第1項に定める登録博物館施設又は博物館法第29条に定める博物館相当施設で美術品の梱包・輸送・展示補助等業務に従事した経験を有する者であること。やむを得ない事情により上記作業員が業務に従事できない場合、作業監督者および当館の指示により適切に業務に従事することのできる者を配置すること。
- (3) 当館が本業務遂行にあたり不適切である判断した場合、当該技術員を交代させること。

## 9 保険

現保管場所である当館における梱包から、輸送そして一時保管先における開梱、収納まで、美術品に保険を付保すること。また一時保管先における梱包から、当館への輸送そして開梱、収納まで美術品に保険を付保すること。美術品については別紙を参照のこと。

## 10 検査および検収

- (1) 各日作業終了の都度、当館と受注者が立ち合いの上、内容の確認および作品の滅失、棄損の有無について検査するものとする。
- (2) 上記以外の期間についても、当館が必要と認める時は本委託業務の履行状況を検査し、受注者に必要な報告を求めることがある。
- (3) 当館は、作品資料の搬出入が完了し、かつ(1)の検査に合格した時をもって業務の履行を確認するものとする。また、すべての業務が完了したのち、受注者から提出された完了報告書により検収するものとする。なお令和3年度末に同年度分の中間報告が必要となる。

## 11 成果品の提出

受注者は業務が完了したのち、次に定める報告書等を作成の上、速やかに提出すること。

- (1) 大阪市立美術館改修にともなう所蔵および寄託作品資料等運搬等業務完了報告書
- (2) 本業務で取得または作成した資料
- (3) 上記1、2に関する電子データ

\* 報告書作成に使用した各種データについてはバックデータも含めて記録媒体で提出すること。

## 12 その他

- (1) 受注者は業務着手に先立ち、当館と協議し調整の上、作業工程表（作業監督者および作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、承認を得ること。
- (2) 業務日時は平日午前9時～午後5時（午後0時～午後1時を除く）を原則とする。ただし、作業の進捗状況により日時等を変更する必要がある場合は、事前に受注者と当館が協議の上決定する。
- (3) 業務の実施に当たっては逐次、当館と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果について速やかに報告を行うこと。
- (4) 受注者は業務遂行にあたり必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、専門的知見から有益な提案（効率の良い保管方法、安全な箱仕様・梱包方法など）を積極的に行うこと。
- (5) 所蔵および寄託作品資料等の運搬等に必要な養生資材を用意すること。使用後は速やかに回収し、残存させないこと。
- (6) 受注者は所蔵および寄託作品資料等の全部または一部の滅失、棄損を発見した時は、遅延なく当館に報告し、指示を受けること。
- (7) その他関係する機関、担当者と十分な調整を行い、業務が円滑に進むようにすること。
- (8) 受注者には参考として収蔵庫の図面等各種データを提供する。
- (9) 本業務にあたり業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。またほかの目的に使用してはならない。
- (10) その他、本仕様書の定めのない事項であっても、業務遂行上必要な事項については誠意をもって実施すること。また、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者は速やかに当館と協議し、その指示に従うこと。

(11) 受注者は、美術品梱包輸送技能取得士認定試験 1 級合格者を 5 名輩出している事業者  
であること。

担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館

住所：〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町 1 - 8 2

電話：06-6771-4874 ファックス：06-6771-4856